

栗原市地震防災マップ

地域の危険度マップ 金成地区

宮城県沖地震(運動型)の場合



○この地域の危険度マップは、地域が揺れやすさ(宮城県沖地震(運動型))において示された強さ(震度)の揺れとなった場合に、地盤の液状化の影響を含めるとどの程度の建物被害(全壊及び半壊相当)が生じるかを100メートルメッシュ毎に評価し、相対的に表示したものです。

○地震の発生の仕方によっては、被害の状況がこれよりも大きくなり、小さくなる可能性があります。

○宮城県沖地震(運動型)は、1793年に宮城県沖の広い範囲で発生したと考えられ、次の宮城県沖地震でも起きる可能性があると考えられています。マグニチュード 8 を想定しています。

地域の危険度マップとは

■地域の危険度マップ
地域の危険度マップは、地震による被害(大規模な被害)の発生を予測する。具体的な被害の発生は、地震発生時の状況や、被害の発生した地域によって異なります。

○地震による死亡・ケガの原因は何?
大規模な地震の際の死亡・ケガの多くは、地震発生後の建物、建物による圧迫によるものです。

○皆さんの生命・財産を守るためには、
住宅・建築物の耐震化が最も重要です。

建物の耐震化が重要です。

■木造住宅の耐震診断
木造住宅の耐震性は、主に3つのチェックポイントがあるとされています。

- 建てられてから、かなりの年月が経っているか(特に昭和56年以前に建てられたものか)。
- 住宅が過去に大きな災害(地震や水害など)を経験したことがあるか。
- 住宅の構造、形、偏って大きな窓がたくさんあるなど、耐震に関わる基本的な住宅の性質に問題がないか。

耐震性の判断には建築の専門知識が要求されます。目立った症状がなくても、耐震診断を受けることが重要です。次のような項目に心当たりがある住宅は、特に要注意です。

- トアあるいは窓を開けたとき、柱と建具との間に著しい隙間の三角形の隙間が空いている。
- トアあるいは窓の建付けが悪く、建具の開閉が変形のために思うようにいかない。
- 窓の隙間が著しく水平を欠いている。
- 建物の壁面が傾斜しているのが、肉眼でもわかる。
- 床面の傾斜が著しく感じられる。
- シロアリの成虫(4枚羽根のつらしたるやつ)が浴室から飛び出す。
- 屋根の棟あるいは軒先が歪んでいる。
- モルタル壁に長い斜めのひび割れが入っている。
- 流しや浴室の土台の一部が老朽化している(腐っているなど)。

家具の地震対策も重要です。

■家具の対策
住宅の全体を免れても、ガラスの飛散やタンス等の大型家具の転倒、テレビや電子レンジ等の家電製品が飛んでくるといった、日常生活からは想像できない事態によって、思わぬケガをしたり、避難が遅れて火災に巻き込まれたりすることがあります。新築県中地区において、危険物の約5割はガラスの飛散や家具類の転倒・落下によるケガによるといわれています。

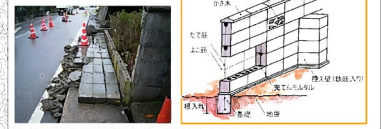
家具や家電製品の地震対策としては、次のようなものが考えられます。

- 固定器具を用いて家具や家電製品を固定する。
- 食器等の破損が危険なことになるように、移動可能なものを取り除く。
- 線状や角状のものを避け、家具や家電製品をなるべく置く。
- いすや椅子の背を壁や柱に、家具や家電製品をなるべく置く。
- 大きな窓や壁は壊れやすい場所や窓の上には置かない。
- 家具の重さを、下に重いもの、上に軽いものを置く。
- 走りやすい通路やフックやフックは、フックの上には置かない。
- ガラス面には飛散防止フィルムを貼る。

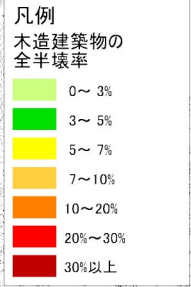
ブロック塀や石塀の地震対策をしましょう

1978年に発生した宮城県沖地震ではブロック塀の倒壊により11名が犠牲になりました。ブロック塀や石塀の構造は、高さ、傾斜の割合※、必要な厚み、必要な土留、基礎の深さなどによって、建築基準法で定められていますが、この基準が守られていないものもあります。また、設置後の年月の経過により雨水しみこみなどで傾斜が傾いたり劣化が進行しているものもあります。(※ブロック塀のみを指すものではありません。)

道路(特に通学路)に面しているブロック塀が倒壊した場合、宇傘をはしめる通行人に大きな被害を与える恐れがあります。塀等の工作物の管理責任は所有者にあります。所有するブロック塀・石塀の安全性の点検を行い、必要に応じて撤去や転倒防止対策を行うてください。

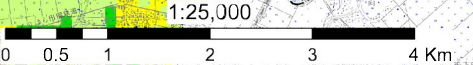


岩手県



※このマップにおいて、市の境界部等で、計算上、色の塗られていない箇所があります。

栗原市 建設部 建築住宅課
TEL 0228-22-1153 FAX 0228-22-0313



この地図は、国土院長官の承認を経て、関係官庁の提供地図(5000:地図画像)及び標高(2500:地図画像)を複製したものである。(承認番号: 昭和02、第990号)